

(53) 新定住応援促進事業補助金	
【担当部署】 企画課定住促進係 【電話番号】 0167-44-2133	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000071.html	
【補助金の内容】 ・住宅を新築された方へ 100万円（補助金 70万円、中富良野町商工会商品券 30万円）を補助	
【補助対象者】 ・町民又は本町に住宅建築後3年以内に転入することを確約できる者もしくは本町に転入すること を確約し、本町の住民である1親等以内の親族が当該住宅に居住できる者で、当該住宅に補助対 象者が定住後5年以上居住することを確約できる者 ・移転補償費等を受けていないこと ・自らの所有であること ・1棟の建物に対して1人の者に1回限り補助する ・町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと ・当該住宅の新築が、法令に違反していないこと ・住宅は、延べ床面積（建物の所有権保存登記面積）が75㎡以上であること。ただし、併用住宅 においては個人住宅部分が75㎡以上であること ・1棟の建物について補助対象者が複数ある場合には、当該複数の補助対象者が定めるそのうち1 人の者に対して補助するものとする	
【補助金額】 100万円（うち70万円を現金、30万円を町商工会商品券）	
【実施期間】 平成9年度～令和8年度まで（令和9年3月中の申請まで受付）	
【申請に必要なもの】 ・中富良野町新定住応援促進事業（新築住宅）補助金交付申請書 ・住宅建設平面図 ・登記事項証明書（建物の所有権保存登記） ・定住確約書（保証人印鑑証明、保証人が町外者の場合は保証人の住民票） ・代表者指定書 ・町税等に係る直近3カ年分の納税証明書（定住日が1年未満の場合又は町外に居住していた場合） ・その他町長が必要と認める書類	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②申請書類の審査及び審査会⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込	
【備考】 ・申請は建物の所有権保存登記が完了し、住民異動が完了した後となる ・併用住宅など自己の居住の用以外に使用する場合や構造上・利用上独立した2世帯住宅で区分登 記する住宅を新築される場合は、平面図持参の上、事前にご相談ください	